

規制の事後評価書

法令の名称：環境影響評価法の一部を改正する法律

規制の名称：評価書に記載した環境保全措置等について、事業着手後における実施状況の公表等を義務付け

規制導入時の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：環境省大臣官房環境影響評価課

評価実施時期：令和8年3月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- 事業者が評価書に記載した環境保全措置等について、当初の環境影響評価法では、事業着手後に当該措置が適切に行われているか、許認可等権者や公衆が確認する方法がなかった。
- 一方で、事業者には、環境影響評価法第38条第1項の規定により、事業の実施に当たり環境の保全に配慮する責務があり、環境影響評価手続における不確実性を補う観点から、当該手続を含めて事業の実施に係る手続に関与してきた主な行政機関や事業に関心を有する住民等に対して、その配慮の状況を明らかにしていく一般的な責務を有すると解される。
- また、環境保全措置のうち生態系といった重要度の高い環境要素に係る措置については、技術的にも高度な内容を有していることから、その実施を事業者の内部に完結させるのではなく、措置の内容や実施状況を事業者の外部の者に対して明らかにするとともに、環境保全に関する知見を有する環境大臣や、個別の事業の特性に通じている許認可等権者が助言することにより、措置内容の充実が期待できる。
- さらに、事後調査及び環境保全措置の内容及び実施状況を行政機関や事業者等が共有することにより、以後実施されるその他の対象事業における各事業者の対応や、環境大臣・免許等を行う者等による審査のための知見として役立てられるという効果も期待できる。
- このため、環境影響評価法第38条の2から第38条の4において、評価書に記載した環境保全措置等のうち、環境保全上重要なもの、不確実性の高いものについて、事業着手後における履行状況について報告書を作成し、許認可等権者へ提出し、公表する手続を創設した。

<今後の対応>

そのまま継続 拡充して継続 緩和して継続 廃止

<課題の解消・予防の概況>

- おおむね想定どおり
- 想定を下回るが、対応の変更は不要
- 想定を下回り、対応の変更が必要
- 想定を設定していないが、対応の変更は不要
- 想定を設定していないが、対応の変更が必要

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

- おおむね想定どおり
- 想定を上回るが、対応の変更は不要
- 想定を上回り、対応の変更が必要
- 想定を設定していないが、対応の変更は不要
- 想定を設定していないが、対応の変更が必要

<行政費用の概況>

- おおむね想定どおり
- 想定を上回るが、対応の変更は不要
- 想定を上回り、対応の変更が必要
- 想定を設定していないが、対応の変更は不要
- 想定を設定していないが、対応の変更が必要

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

- ・報告書手続が導入されたことにより、事後調査、環境監視等の実施結果、環境保全措置の効果等が公開され、環境配慮の実効性、透明性の確保に貢献している事例が確認されており、報告書の作成・公表等を義務づけたことにより、導入時に見込んだとおり、措置内容の充実に寄与していると考えられる。
- ・なお、本規制開始後の平成 25 年度から令和 6 年度までに環境大臣が審査した報告書は 2 件である。

<負担>

■ 遵守費用（新設・拡充のみ）

- ・規制の創設前においても環境保全措置の実施が義務付けられており、当該報告書は実際に実施された環境保全措置についての報告書であることから、報告書の作成に際して主たる負担となる内容の検討部分については規制の新設前後で事実上変更は生じていない。さらに、報告書の作成・公表については、規制創設前の時点において、環境保全措置を実施すべき状態にあった 32 事業のうち、ヒアリング時点で公表に向けて準備中であった 2 件も含めて 24 件の事業において報告書を公表しており、規制創設前から事業者において報告書の公表が概ねなされていた。これらを踏まえると規制の創設前後で新たに大きな費用負担は発生していないといえる。

■ 行政費用

- ・環境大臣及び許認可等権者が、報告書について必要に応じて意見を述べるが、本法律の施行前においても同様に意見提出に係る事務は行っており、当該事務に係る書類に記載された措置の報告書についての意見提出事務であるため、その内容については概ね事前に把握している。
- ・なお、報告書への環境大臣意見の発出に当たり、環境省の担当者が作業に要する時間を 300 時間、単価を 2,676 円（平均給与月額：414,801 円（令和 6 年国家公務員給与等実態調査の結果）÷155 時間（月間総労働時間：7 時間 45 分/日、1 ヶ月で 20 日勤務））とすると、802,800 円/件となり、本規制開始後の平成 25 年度から令和 6 年度までに環境大臣が審査した報告書は 2 件であることから、本規制開始後の合計で 1,605,600 円の行政費用が発生したといえる。許認可権者における費用負担についても、同一の審査期間に並行して審査を行うため、同様に 802,800 円/件、本規制開始後の合計で 1,605,600 円の行政費用が発

生したといえる。

■その他の負担

- ・特になし

3 考察

- ・報告書手続が導入されたことにより、措置内容の充実に寄与している事例が確認されており、実施に伴う負担は過大なものではないことから、本制度は継続することが妥当である。